

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第41号）…… 2
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第42号）……16
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第43号）……16
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第44号）……16

規 則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第34号）……16
- 秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（第35号）……17

訓 令

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第9号）……17

告 示

- 住民票の職権消除について（第265号）……22
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第266号）……23
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第267号）……23
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第268号）……23
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第269号）……23
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第270号）……23
- 平成22年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について（第271号）……23
- 放置自転車等の撤去および保管について（第272号）……24
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第273号）……24
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第274号）……24
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第275号）……24
- 市議会臨時会の招集について（第276号）……24
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第277号）……25
- 介護保険料督促状の公示送達について（第278号）……25
- 議会定例会の招集について（第279号）……25
- 放置自転車等の撤去および保管について（第280号）……25

教 委 告 示

- 秋田市立小、中学校通学区区域の一部を改正する件について（第15号）……25
- 教育委員会定例会の招集について（第16号）……26

選 管 告 示

- 平成22年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第37号）……26

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第13号）……26

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第86号）……27
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第87号）……27

公 告

- 土地区画整理事業の終了の認可について……27
- 放置自転車等の撤去および保管について……27
- 開発行為に関する工事の完了について……27
- 農業振興地域整備計画書の縦覧について……28
- 農業振興地域整備計画書の縦覧について……28
- 入札参加希望者の公募について……28
- 都市計画公園の変更に関する図書の写しについて……29
- 平成21年度に地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について……29
- 開発行為に関する工事の完了について……29
- 農用地利用集積計画の縦覧について……29
- 入札参加希望者の公募について……29
- 開発行為に関する工事の完了について……30

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について……30
- 入札参加希望者の公募について……31
- 入札参加希望者の公募について……32
- 入札参加希望者の公募について……33
- 入札参加希望者の公募について……34
- 受益者負担金の賦課対象区域について……35

条 例

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例
(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第26条の3まで」の次に「および附則第17項第4号」を加え、同条第2項中「100分の145」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の80」を「100分の77.5」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第17項第4号において同じ。」を加える。

第27条第1項中「この条」の次に「および附則第17項第5号」を加え、同条第2項第1項中「次項」の次に「および附則第17項第5号」を加え、同項第2号中「100分の35」を「100分の32.5」に改める。

附則第17項を次のように改める。

17 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項および次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合においては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第19項および附則第20項において「最低号俸に達しない場合」という。))においては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項および附則第19項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 給料の調整額(第7条の2第1項に規定するものに限る。以下この項および附則第19項において同じ。)当該特定職員の給料月額に対する給料の調整額の月額に100分の1を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合においては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額に100分の4を乗じて得た額(以下この項および附則第19項において「給料調整額減額基礎額」という。))
- (3) 地域手当 当該特定職員の給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額に対する地域手当の月額に100分の1を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合においては、給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額に対する

地域手当の月額)

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額(第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合においては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額(第27条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第20項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合においては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第20項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 第23条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第23条第1項 前各号に定める額
 - イ 第23条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第23条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第23条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第23条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける

職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給 料 表	職 務 の 級
行政職給料表(1)	6 級
医療職給料表(2)	6 級
医療職給料表(3)	6 級
教育職給料表(1)	4 級

附則に次の3項を加える。

18 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

19 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条から第17条までに規定する時間給は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した時間給から、給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額な

らびにこれらに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額ならびにこれらに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額）に相当する額を減じた額とする。

20 附則第17項の規定が適用される間、第27条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.675を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
および任期	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
付職員以外	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
の職員	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,500	422,900	462,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200

33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		
63	221,200	281,700	300,000	371,200	388,400	415,700		
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400		
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100		
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600		
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000			
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700			
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400			
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900			
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600			
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300			
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000			
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500			
86	239,700	295,700	344,500	385,700				

	87	240,400	296,100	345,000	386,300				
	88	241,100	296,500	345,500	386,900				
	89	241,900	296,800	345,900	387,600				
	90	242,400	297,200	346,400	388,200				
	91	242,900	297,600	346,900	388,800				
	92	243,400	298,000	347,400	389,400				
	93	243,700	298,200	347,700	390,100				
	94		298,600	348,200					
	95		299,000	348,700					
	96		299,400	349,200					
	97		299,600	349,500					
	98		300,000	350,000					
	99		300,400	350,500					
	100		300,800	351,000					
	101		301,000	351,300					
	102		301,400	351,700					
	103		301,800	352,100					
	104		302,200	352,500					
	105		302,400	353,000					
	106		302,800	353,400					
	107		303,200	353,800					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200	355,100					
	111		304,600	355,500					
	112		305,000	355,900					
	113		305,200	356,400					
	114		305,600						
	115		306,000						
	116		306,400						
	117		306,600						
	118		306,900						
	119		307,200						
	120		307,500						
	121		307,900						
	122		308,200						
	123		308,500						
	124		308,800						
	125		309,200						
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300
任期付職員	1	140,100							
	2	172,200							

別表第2のイの表およびウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 および任期 付職員以外 の職員	1	円 140,300	円 178,200	円 213,600	円 241,900	円 279,700	円 328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600

7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800
53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200
55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900
56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600
57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300

61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400	
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000	
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600	
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300	
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900	
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500	
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100	
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800	
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400	
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000	
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600	
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300	
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900	
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500	
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100	
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800	
86		292,200	329,700	351,600		
87		292,500	330,000	352,000		
88		292,800	330,400	352,400		
89		293,200	330,900	352,900		
90		293,500	331,300	353,300		
91		293,800	331,700	353,700		
92		294,100	332,100	354,100		
93		294,500	332,600	354,600		
94		294,800	332,900	355,000		
95		295,100	333,300	355,400		
96		295,400	333,700	355,800		
97		295,800	333,900	356,300		
98		296,100	334,300	356,700		
99		296,400	334,700	357,100		
100		296,700	335,100	357,500		
101		297,100	335,300	358,000		
102		297,400	335,700	358,400		
103		297,700	336,100	358,800		
104		298,000	336,500	359,200		
105		298,300	336,700	359,700		
106			337,100			
107			337,500			
108			337,900			
109			338,100			
110			338,500			
111			338,900			
112			339,300			
113			339,500			
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300
任期付職員		178,200				

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員 および任期 付職員以外 の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400

51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,000		
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	283,600	318,200	353,600	372,900			
95	284,600	319,000	354,300	373,400			
96	285,600	319,800	355,000	373,900			
97	286,500	320,500	355,500	374,500			
98	287,300	321,200	356,000	375,000			
99	288,100	321,900	356,500	375,500			
100	289,000	322,600	357,000	376,000			
101	289,800	323,100	357,600	376,600			
102	290,600	323,700	358,100	377,100			
103	291,400	324,300	358,600	377,600			
104	292,200	324,900	359,100	378,100			

105	292,900	325,300	359,700	378,700
106	293,400	325,800	360,200	379,200
107	293,900	326,300	360,700	379,700
108	294,400	326,800	361,200	380,200
109	294,900	327,300	361,700	380,800
110	295,300	327,700	362,200	381,300
111	295,700	328,100	362,700	381,800
112	296,100	328,500	363,200	382,300
113	296,500	328,900	363,700	382,900
114	296,900	329,300	364,200	
115	297,300	329,700	364,700	
116	297,700	330,000	365,100	
117	298,000	330,300	365,500	
118	298,400	330,700	366,000	
119	298,800	331,100	366,500	
120	299,200	331,500	367,000	
121	299,500	331,700	367,400	
122	299,900	332,100	367,900	
123	300,300	332,500	368,400	
124	300,700	332,900	368,900	
125	300,900	333,100	369,300	
126	301,300	333,500		
127	301,700	333,900		
128	302,100	334,300		
129	302,300	334,600		
130	302,700	335,000		
131	303,100	335,400		
132	303,500	335,800		
133	303,700	336,100		
134	304,100	336,500		
135	304,500	336,900		
136	304,900	337,300		
137	305,100	337,600		
138	305,500	338,000		
139	305,900	338,400		
140	306,300	338,800		
141	306,500	339,100		
142	306,900	339,500		
143	307,300	339,900		
144	307,700	340,300		
145	307,900	340,600		
146	308,300	341,000		
147	308,700	341,400		
148	309,100	341,800		
149	309,300	342,100		
150	309,600	342,500		
151	309,900	342,900		
152	310,200	343,300		
153	310,600	343,600		
154	310,900			
155	311,200			
156	311,500			
157	311,900			
158	312,200			

	159	312,500						
	160	312,800						
	161	313,200						
	162	313,500						
	163	313,800						
	164	314,100						
	165	314,500						
	166	314,800						
	167	315,100						
	168	315,400						
	169	315,800						
再任用職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500
任期付職員			188,900					

別表第3を次のように改める。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	545,100
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	548,300
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	551,500
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	554,700
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	557,800
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	560,300
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	562,800
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	565,300
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	567,800
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	569,700
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	571,600
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	573,500
	13	231,700	300,200	357,500	437,700	575,300
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	576,800
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	578,300
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	579,800
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	581,300
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	582,300
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	583,300
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	584,300
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	585,400
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,900	
	26	268,800	334,600	387,200	468,300	
	27	271,800	337,100	389,100	470,700	
	28	274,800	339,600	391,000	473,100	
	29	277,800	342,000	393,000	475,500	
	30	280,500	344,200	394,800	477,900	
	31	283,200	346,400	396,600	480,200	
	32	285,900	348,600	398,400	482,600	
	33	288,500	350,900	400,200	485,000	
34	291,400	353,200	402,000	487,300		

35	294,200	355,500	403,800	489,600
36	297,000	357,800	405,600	491,900
37	299,800	359,900	407,200	494,200
38	302,100	362,000	408,900	469,200
39	304,400	364,100	410,600	498,200
40	306,700	366,100	412,300	500,200
41	308,900	368,100	413,700	502,300
42	310,100	370,000	415,300	504,200
43	311,300	371,900	416,900	506,100
44	312,500	373,800	418,500	508,000
45	313,600	375,800	419,900	510,000
46	314,800	377,600	421,500	511,900
47	316,000	379,400	423,100	513,800
48	317,200	381,200	424,700	515,700
49	318,200	383,100	426,300	517,700
50	319,300	384,900	427,600	519,500
51	320,400	386,700	428,900	521,400
52	321,500	388,500	430,200	523,300
53	322,700	389,900	431,400	525,300
54	323,800	391,400	432,500	527,000
55	324,900	392,900	433,600	528,700
56	326,000	394,500	434,700	530,400
57	327,100	395,900	435,900	532,100
58	328,200	397,300	437,000	533,400
59	329,300	398,800	438,100	534,700
60	330,300	400,300	439,100	536,000
61	331,400	401,700	440,200	537,300
62	332,500	403,200	441,300	538,300
63	333,600	404,700	442,400	539,300
64	334,700	406,200	443,500	540,300
65	335,700	407,600	444,500	541,100
66	336,800	408,800	445,500	542,000
67	337,900	410,000	446,500	542,900
68	339,000	411,200	447,500	543,800
69	340,000	412,400	448,600	544,700
70	341,100	413,400	449,600	545,600
71	342,200	414,400	450,600	546,500
72	343,300	415,400	451,600	547,400
73	344,000	416,400	452,700	548,300
74	345,000	417,300	453,700	549,200
75	346,000	418,100	454,700	550,100
76	347,000	419,000	455,700	551,000
77	348,100	419,700	456,700	551,900
78	349,100	420,300	457,400	
79	350,100	420,900	458,100	
80	351,100	421,500	458,800	
81	352,100	422,100	459,600	
82	353,100	422,700	460,300	
83	354,100	423,300	461,000	
84	355,100	423,900	461,700	
85	356,000	424,400	462,200	
86	356,700	425,000	462,900	
87	357,400	425,600	463,600	
88	358,100	426,200	464,300	

	89	358,900	426,700	464,800		
	90	359,500	427,300			
	91	360,100	427,900			
	92	360,700	428,500			
	93	361,300	428,900			
	94	361,700	429,400			
	95	262,200	429,900			
	96	362,700	430,400			
	97	363,300	431,000			
	98	363,800	431,500			
	99	364,300	432,000			
	100	364,800	432,500			
	101	365,300	433,100			
	102	365,800	433,600			
	103	366,300	434,100			
	104	366,800	434,600			
	105	367,400	435,200			
	106	367,900				
	107	368,400				
	108	368,900				
	109	369,500				
	110	370,000				
	111	370,500				
	112	371,000				
	113	371,600				
	114	372,100				
	115	372,600				
	116	373,100				
	117	373,600				
	118	374,100				
	119	374,600				
	120	375,100				
	121	375,600				
	122	376,100				
	123	376,600				
	124	377,100				
	125	377,600				
	126	378,100				
	127	378,600				
	128	379,100				
	129	379,600				
再任用職員		286,500	298,600	321,000	407,300	545,100

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の160」を「100分の152.5」に改める。

別表中「376,000」を「375,000」に、「425,000」を「424,000」に、「478,000」を「477,000」に、「544,000」を「543,000」に、「621,000」を「620,000」に、「726,000」を「724,000」に、「850,000」を「848,000」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

(秋田市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「適用される給料表ならびにその職務の級および号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号俸欄に掲げるものである職員ならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員のいずれにも該当しない」を「次の各号に掲げる」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「(秋田市職員給与条例附則第17項の規定により

給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 適用される給料表ならびにその職務の級および号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号俸欄に掲げるものである職員ならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちいずれにも該当しない職員である者 100分の99.59

給 料 表	職務の級	号 俸
行政職給料表(1)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
医療職給料表(2)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
医療職給料表(3)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から40号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
教育職給料表(1)	1 級	1号俸から32号俸まで
	2 級	1号俸から12号俸まで

- (2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）100分の99.83

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1項から第3項まで、第5項もしくは第6項もしくは第26条第2項（同条第3項又は第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項まで（秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）もしくは附則第17項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年秋田市条例第8号）

第4条第1項又は秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の条例附則第17項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第8項から附則第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）もし

くは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（秋田市職員給与条例第12条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）および管理職手当ならびに秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第3条第2項第3号に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（平成22年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 俸
行政職給料表(1)	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
医療職給料表(2)	1 級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
医療職給料表(3)	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から80号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から8号俸まで
教育職給料表(1)	1 級	1号俸から72号俸まで
	2 級	1号俸から52号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から12号俸まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の条例附則第17項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成22年秋田市条例第41号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(給料表の特例)

4 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第13項に規定する平成17年度職員に対する改正後の条例別表第1のアの表および別表第2のウの表の規定の適用については、改正後の条例別表第1のアの表4級の欄中

「 390,100	「 390,100	
		390,700
		391,300
		391,900
		392,600
		393,200
		393,800
		394,400
		395,100
		395,700
とあるのは		396,300
	と、改正後の条例	
		396,900
		397,600
		398,200
		398,800
		399,400
		400,100
		400,700
		401,300
		401,900
		402,500
」	」	

別表第2のウの表5級の欄中

「 402,100	「 402,100	
		402,700
		403,300
		403,900
		404,400
		405,000
		405,600
		406,200
		406,700
		407,300
とあるのは		407,900
	とする。	
		408,500
		409,000
		409,600
		410,200
		410,800
		411,300
		411,900
		412,500
		413,100
		413,600
」	」	

(規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する秋田市職員給与条例附則第17項第1号、第2号、第4号および第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第2号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第4号および第5号中「給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額および給料月額に対する給料の調整額の月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額および給料調整額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第20条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条および附則第4項」とする。

6 短時間勤務職員に対する秋田市職員給与条例附則第17項第1号および第2号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号および次号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第2号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」とする。

7 秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条」とあるのは、「附則第19項」とする。

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

7 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第6条 秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第21条」とあるのは、「附則第19項」とする。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

8 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である短時間勤務職員を除く。）に対する秋田

市職員給与条例附則第17項第1号および第2号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号および次号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第2号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」とする。

(秋田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

9 秋田市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条の規定の適用については、同項中「含む」とあるのは「含み、給料月額および給料の調整額については、同条例附則第17項第1号および第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

(秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

10 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条の規定の適用については、同項中「含む」とあるのは「含み、給料月額および給料の調整額については、同条例附則第17項第1号および第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の160」を「100分の152.5」に改める。

附則第4項中「平成22年6月」を「平成23年6月」に改め、「ならびに次項」を削る。

附則第6項中「平成22年11月30日」を「平成23年11月30日」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「100分の152.5」に改める。

附則第3項中「平成22年6月」を「平成23年6月」に改め、「ならびに次項」を削る。

附則第5項中「平成22年11月30日」を「平成23年11月30日」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の152.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に改め、同項中「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に、「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則（平成9年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（違約金）

第17条の2 政令第17条本文の規定により徴収する違約金の額を計算する場合において、当該違約金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 政令第17条ただし書の規定による違約金の免除を申請しようとする者は、違約金免除申請書にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請について、違約金を免除することの可否を決定したときは、その旨を書面により通知するものとする。

第20条の表第17条の項の次に次のように加える。

第17条の2第1項	政令第17条本文	政令第38条において準用する政令第17条本文
-----------	----------	------------------------

第17条の2第2項	政令第17条ただし書	政令第38条において準用する政令第17条ただし書
第17条の2第3項	前項	第20条において準用する第17条の2第2項

附 則
（施行期日）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の違約金の徴収について適用し、同日前の違約金の徴収については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第9号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2)（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	121,600	172,600	194,500	247,300
および任期	2	122,500	174,100	195,900	248,700
付職員以外	3	123,500	175,600	197,300	250,100
の職員	4	124,400	177,100	198,700	251,500
	5	125,400	178,500	200,100	252,700
	6	126,400	180,000	201,600	254,000
	7	127,400	181,500	203,100	255,300
	8	128,400	183,000	204,600	256,600
	9	129,200	184,500	206,100	257,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300
	12	132,300	188,300	210,900	261,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100
	16	136,100	193,200	217,400	266,200
	17	137,200	194,400	218,900	267,400
	18	138,400	195,600	220,100	268,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800
	20	140,800	197,800	222,500	271,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000
	22	143,100	200,000	225,400	273,100

23	144,300	201,200	227,000	274,200
24	145,500	202,400	228,600	275,300
25	146,700	203,600	230,300	276,400
26	148,200	204,900	231,800	277,500
27	149,700	206,200	233,300	278,600
28	151,200	207,500	234,800	279,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800
30	154,100	201,100	237,600	281,900
31	155,600	211,400	239,000	283,000
32	157,100	212,700	240,400	284,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000
34	160,400	215,000	243,100	286,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200
36	164,000	217,700	245,900	288,300
37	165,800	218,800	247,200	289,000
38	167,500	220,100	248,600	289,900
39	169,200	221,400	250,000	290,800
40	170,900	222,700	251,400	291,800
41	172,500	223,800	252,600	292,700
42	173,900	225,000	253,900	293,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700
44	176,700	227,400	256,500	295,700
45	178,200	228,600	257,600	296,500
46	179,600	229,800	258,800	297,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200
49	183,700	233,400	262,500	300,100
50	184,900	234,600	263,700	301,000
51	186,100	235,800	264,900	301,900
52	187,300	237,000	266,000	302,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600
54	189,500	239,200	268,300	304,400
55	190,600	240,200	269,500	305,200
56	191,700	241,200	270,700	306,000
57	192,800	242,300	271,700	306,800
58	193,900	243,300	272,800	307,600
59	195,000	244,300	273,900	308,400
60	196,100	245,300	275,000	309,200
61	197,200	246,300	276,100	309,800
62	198,100	247,200	277,200	310,500
63	199,000	248,100	278,300	311,200
64	199,900	249,000	279,400	311,900
65	200,600	250,000	280,300	312,600
66	201,400	250,800	281,100	313,200
67	202,200	251,600	281,900	313,800
68	203,000	252,400	282,800	314,400
69	203,600	253,200	283,700	315,100
70	204,200	253,800	284,500	315,600
71	204,700	254,400	285,300	316,100
72	205,300	255,000	286,100	316,600
73	205,900	255,300	287,000	316,900
74	206,600	255,700	287,800	317,400
75	207,300	256,200	288,600	317,900
76	208,100	256,700	289,400	318,400
77	208,500	257,300	290,200	318,700

78	209,200	257,800	290,800	319,100
79	209,900	258,300	291,400	319,500
80	210,600	258,800	292,000	319,900
81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,300	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	
112	228,600	269,300	307,200	
113	229,100	269,600	307,500	
114	229,600	269,900	307,900	
115	230,100	270,200	308,300	
116	230,600	270,500	308,700	
117	231,000	270,800	309,000	
118	231,400	271,100	309,400	
119	231,800	271,400	309,800	
120	232,200	271,700	310,200	
121	232,600	271,900	310,500	
122		272,200	310,900	
123		272,500	311,300	
124		272,800	311,700	
125		272,900	311,900	
126		273,200	312,300	
127		273,500	312,700	
128		273,800	313,100	
129		273,900	313,300	
130		274,200	313,700	
131		274,500	314,100	

	132		274,800	314,500	
	133		274,900	314,700	
	134		275,200		
	135		275,500		
	136		275,800		
	137		275,900		
再任用職員		192,200	203,500	225,700	247,000
任期付職員		137,200			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年12月1日から施行する。
（給料の切替え等）
- 2 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成22年秋田市条例第41号）に従って行われる職員の

例による。

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

- 3 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2)（附則第2項関係）

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900
2	136,700	187,600	224,800	264,000
3	137,900	189,400	226,700	266,000
4	139,000	191,200	228,500	268,100
5	140,100	192,800	230,200	270,200
6	141,200	194,600	232,100	272,300
7	142,300	196,400	234,000	274,400
8	143,400	198,200	235,800	276,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600
10	145,900	201,800	239,400	280,700
11	147,200	203,600	241,200	282,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900
13	149,800	207,000	244,900	287,000
14	151,300	208,900	246,800	289,100
15	152,800	210,800	248,600	291,200
16	154,400	212,700	250,400	293,300
17	155,700	214,600	252,200	295,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900
23	166,900	225,800	263,900	308,000
24	169,500	227,700	265,700	310,100
25	172,200	229,300	267,700	312,100
26	173,900	231,100	269,600	314,200
27	175,600	232,800	271,500	316,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600

32	184,200	240,600	281,000	326,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400
34	187,300	243,600	284,600	330,400
35	188,800	245,100	286,500	332,500
36	190,300	246,700	288,400	334,600
37	191,600	248,000	290,100	336,500
38	192,900	249,600	291,900	338,500
39	194,200	251,200	293,700	340,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300
43	199,500	257,000	300,800	348,200
44	200,800	258,400	302,500	350,100
45	202,000	259,700	304,200	352,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600
47	204,600	262,500	307,600	355,200
48	205,900	263,900	309,300	356,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500
50	208,200	266,400	312,200	359,700
51	209,300	267,700	313,800	360,900
52	210,400	269,000	315,400	362,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000
54	212,600	271,400	318,700	364,100
55	213,600	272,700	320,300	365,100
56	214,600	274,000	321,900	366,200
57	215,400	275,200	323,400	367,100
58	216,400	276,300	324,600	367,800
59	217,300	277,400	325,800	368,500
60	218,300	278,500	327,000	369,200
61	219,200	279,700	328,100	369,800
62	220,200	280,700	329,100	370,500
63	221,200	281,700	330,000	371,200
64	222,200	282,700	331,000	371,900
65	223,000	283,500	331,900	372,400
66	224,000	284,400	332,700	373,100
67	225,000	285,300	333,500	373,800
68	226,100	286,200	334,300	374,500
69	226,900	287,200	335,200	375,000
70	227,700	288,000	335,900	375,700
71	228,500	288,800	336,600	376,400
72	229,300	289,600	337,300	377,100
73	230,100	290,400	337,800	377,600
74	230,800	290,900	338,400	378,300
75	231,500	291,400	339,000	379,000
76	232,200	291,900	339,600	379,700
77	233,000	292,300	340,000	380,200
78	233,800	292,700	340,500	380,800
79	234,600	293,100	341,000	381,400
80	235,400	293,500	341,500	382,000
81	236,100	293,800	342,000	382,700
82	236,800	294,200	342,500	383,300
83	237,500	294,600	343,000	383,900
84	238,200	295,000	343,500	384,500
85	239,000	295,300	344,000	385,100

86	239,700	295,700	344,500	385,700
87	240,400	296,100	345,000	386,300
88	241,100	296,500	345,500	386,900
89	241,900	296,800	345,900	378,600
90	242,400	297,200	346,400	388,200
91	242,900	297,600	346,900	388,800
92	243,400	298,000	347,400	389,400
93	243,700	298,200	347,700	390,100
94		298,600	348,200	
95		299,000	348,700	
96		299,400	349,200	
97		299,600	349,500	
98		300,000	350,000	
99		300,400	350,500	
100		300,800	351,000	
101		301,000	351,300	
102		301,400	351,700	
103		301,800	352,100	
104		302,200	352,500	
105		302,400	353,000	
106		302,800	353,400	
107		303,200	353,800	
108		303,600	354,200	
109		303,800	354,700	
110		304,200	355,100	
111		304,600	355,500	
112		305,000	355,900	
113		305,200	356,400	
114		305,600		
115		306,000		
116		306,400		
117		306,600		
118		306,900		
119		307,200		
120		307,500		
121		307,900		
122		308,200		
123		308,500		
124		308,800		
125		309,200		

告 示

秋田市告示第265号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年11月1日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新屋勝平台3番1号 新秋木工業 （株）社宅1-1号	納 谷 政 春

（教示）

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、

この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
 - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第266号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
介 護 24 秋 田	秋田市將軍野南四丁目7番10号	平成22年10月1日

2 変更

名 称	変更事項(所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
フォーエバー ケアプラン センター	秋田市外旭川 字中谷地46番 地	秋田市新屋大 川町18番7号	平成22年 10月1日

秋田市告示第267号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成22年11月2日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
395	秋田市南通亀の町2番1号	ローソン秋田南通亀の町店

秋田市告示第268号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年11月2日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 薬局

名 称	変更事項(所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
加 賀 千 代 薬 局	秋田市川尻上野 町279番地2	秋田市川尻上野 町1番73号	平成22年 10月10日

秋田市告示第269号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項および第115条の12第1校の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成22年11月5日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 2 6
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	きらら小規模多機能型居宅介護事業所竿燈通り 秋田市大町二丁目5番1号 きららアーバンパレス3F
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社太平プロジェクト 秋田市太平山谷字中山谷181番地 代表取締役 鈴木 耕子 秋田市太平山谷字中山谷181番地
指定の年月日	平成22年11月1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第270号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成22年11月5日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 1 8
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 ありがとう 秋田市浜田字後谷地9番地2
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社ウエルフェア 秋田市新屋大川町11番18号 代表取締役 松 橋 守 能代市鹹淵字家ノ下58番地
指定の年月日	平成22年11月1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第271号

秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)第6条第2項の規定に基づき表彰した平成22年度秋田市文化章受章者の氏名

および実績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成22年11月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章
石 戸 元 二

長年にわたり弓道の研鑽に努めるとともにその普及と振興に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化章
高 橋 勇

長年にわたり民謡民舞の普及振興に努めるとともに各文化団体の運営に寄与するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化章
保 坂 勝 雄

長年にわたり各文化団体の運営に寄与するとともに土崎地区を中心に様々な事業を実施するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第272号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年10月1日から平成22年10月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年11月24日から平成23年5月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第273号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年11月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成20年度、平成21年度および平成22年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第274号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成22年11月15日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
396	秋田市川尻総社町1番1号	サンクス秋田川尻総社町店

秋田市告示第275号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年11月17日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度第1期、第2期および第3期国民健康保険税督促状

秋田市告示第276号

平成22年11月26日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成22年11月19日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件
- 平成22年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	平成22年 9月2日
秋田往診 クリニック	秋田市広面字川崎125番地 1	平成22年 9月1日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	平成22年 10月10日
池田薬局 中通り店	秋田市中通五丁目7番1号	平成22年 10月1日
鎌田グリーン薬局	秋田市保戸野すわ町10番30 号	平成22年 10月25日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田往診 クリニック	秋田市広面字谷内佐渡336 番地2	平成22年 8月31日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町279番地 2	平成22年 10月9日
池田薬局 秋田中通店	秋田市中通三丁目2番20号	平成22年 9月30日

秋田市告示第278号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年11月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第279号

平成22年12月3日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成22年11月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第280号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放

置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年10月18日から平成22年10月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年12月13日から平成23年6月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件
秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。
平成21年11月1日提出

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。
秋田市立中学校通学区域表の上新城中学校の表を削り、秋田市立中学校通学区域表の飯島中学校の表を次のように改める。

飯 島 小 学 校	
土崎港	北三丁目9番50号～9番84号、北三丁目13番38号、北三丁目13番44号～13番62号、北三丁目14番、北三丁目15番～20番、北七丁目5番36号～5番67号、北七丁目6番～8番
将軍野	堰越、青山町、青山町16番、桂町23番～24番、桂町35番
飯島	緑丘町、美砂町、松根西町、松根東町1番5

	号～1番70号、松根東町2番19号～2番81号、松根東町4番～6番、文京町、長野中町1番～4番、長野中町6番、長野中町7番24号～7番80号、長野中町8番～11番、長野本町1番～3番、長野本町4番～5番、長野上町、鼠田一丁目、鼠田二丁目、鼠田三丁目、鼠田四丁目、飯田一丁目1番～12番11号、飯田一丁目12番40号、飯田一丁目13番8号～13番20号、飯田一丁目13番28号、飯田二丁目1番～9番、西袋一丁目、西袋二丁目1番～22番、西袋三丁目1番～14番、新町一丁目1番～18番、新町二丁目1番～18番、新町三丁目1番1号～2番8号、新町三丁目2番12号～2番24号、新町2番27号～2番34号、新町三丁目3番1号～3番28号、新町三丁目4番3号～4番17号、新町三丁目4番18号～5番6号、新町三丁目5番8号～5番12号、新町三丁目5番15号～6番21号、新町三丁目6番24号～6番30号、新町三丁目7番1号～12番15号
港北	新町9番1号～9番11号、新町16番～17番、松野町7番22号、松野町8番13号～8番30号、松野町11番25号～11番30号
寺内字	通穴
外旭川字	大谷地、瀉堰下、瀉ノ前、前谷地1番地12～
飯島字	飯岡、飯岡前谷地、飯島大谷地、飯島水尻、飯島水尻1番地～124番地、芋田、後谷地、大崩、大袋、瀉端、上沖谷地、寄進田、左貫、下沖谷地、下谷地、雀島、田尻、田尻堰越、天ノ袋、長野、長沼長野谷地、長山下、南場掛、西袋、鼠田、東中谷地、東上谷地、彼岸田、船堰外谷地、平右衛門田尻、前田表、葉師田、大谷地
下新城岩城字	大沢、源内沢、金光畑、明通、中山
上新城石名坂字	泉沢、桂沢、堂ノ前、羽鳥沼、比内沢
上新城小又字	梅ノ木台、大槻前、落合、啞市、恐野淵、小又沢、困地田、行人沢、熊入沢、下戸ヶ沢、境、酒盛、沢尻ヶ沢、啞市、十二柳、曾根田、高野屋、田中、羽黒沢、蛇野、平ヶ沢、仏台、正木台、水上沢、山口、山時沢、山神、山野根、寄合田、脇野田、堂ノ前
上新城五十丁字	芋地、潤金、大木前、大町、大町尻、大村屋敷、男鹿田、小林、桜田、桜町、塩辛、新田町、杉崎、大平、館越、田中川原、細入、森越
上新城白山字	岩関、白田、白山、白山沢、竹山、堂ノ前、西ヶ沢、ミサゴ沢、山口、山ノ根、湯ノ沢
上新城中字	家ノ後、稲荷田、ウリ崎、大沢、片野、川端、袖ヶ沢、槻ノ木、堂ノ前、南波掛、鼻コシリ、松木台
上新城保多野字	家合、大保、恐測、境田、杉沢、堂ノ下、仲山、山鼻
上新城道川	愛染、家ノ下、イブリ沢、入ヶ沢、牛沢、ウ

字	トフ坂、大沢、大滝、貝布沢、雷、桑ノ木、五百刈沢、駒引沢、五六沢、大豆田、出崎、堂田、鳥木沢、長田、長沼、夏張、深川、深田山根、二ツ沼、宮ノ下、明歩田、柳沢、山ノ下、湯ノ沢、脇ノ沢
上新城湯ノ里字	愛子山、家ノ前、杉沢、滝ノ下、雷電

附 則
施行期日は、平成23年4月1日とする。

秋田市教委告示第16号

平成22年11月25日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年11月19日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

付議案件

- 1 第2次秋田市スポーツ振興マスタープランを策定する件
- 2 平成23年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成22年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成22年11月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成22年12月3日から平成22年12月7日まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成22年11月17日午後2時雄和市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年11月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（8件）
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 4 農用地利用集積計画（平成22年度第7号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第86号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年11月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 総合建設	近藤 鐵義	山本郡三種町下岩川字十二林11番地2

2 廃止年月日

平成22年10月31日

秋田市上下水道局告示第87号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年11月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 総合建設	近藤 鐵義	山本郡三種町下岩川字十二林11番地2

2 廃止年月日

平成22年10月31日

公 告

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月4日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第七地区土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字篠田台、字中谷地および字堤ノ沢ならびに秋田市上北手古野字台ならびに秋田市四ツ小屋字末戸松本字坂ノ上の各一部

3 施行認可の年月日

平成22年3月9日

4 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男

上記代理人

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4号

秋田市都市開発事務所長 藤 原 洋

5 事業施行期間

平成22年3月9日から平成23年3月31日まで

6 終了認可の年月日

平成22年11月4日

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成22年11月4日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（90台）

追分駅前自転車等駐車場 29台

追分駅東自転車等駐車場 1台

上飯島駅前自転車等駐車場 2台

新屋駅前自転車等駐車場 13台

四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台

牛島駅西自転車等駐車場 6台

牛島駅東自転車等駐車場 2台

土崎駅前自転車等駐車場 10台

土崎図書館前自転車等駐車場 8台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 17台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年10月19日

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年11月18日から平成23年5月18日まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年9月9日付け秋田市指令第3592号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月5日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市保戸野千代田町 2 番43号
三光不動産株式会社
代表取締役 岩 本 竜 大

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市外旭川字堂ノ前189番1、190番1 および191番1

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成22年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成22年11月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
- (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
- (3) 予定価格（税抜き） 最低落札価格 190,477円
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 租税に滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者でないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
- (1) 規格等
掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文

化財イラストマップ」（B2版、両面カラー、長2ツ折後ジャバラ折（6ツ山）、紙質：上質紙90kg）の裏面右上とする。

- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 20,000部
- (4) 配付対象 文化施設、図書館、公民館等
- (5) 広告の内容等
- ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
- イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成22年12月3日(金) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成22年12月8日(水)（予定）
- (5) 契約金額（広告料）の支払
広告料は、平成23年3月31日(木)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成22年11月26日(金)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 納税証明書（写し可）
- (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本（個人営業の者は、住民票）（写し可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年11月15日(月)から平成22年11月26日(金)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日お

よび祝日は受け付けないので注意すること。)

- イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月29日(月)を行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室文化財担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画公園の変更に關する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 7・6・3号 手形山公園
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成21年度に地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成22年11月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市河辺和田字式田および同字式田下袋の各一部
- 2 地籍図および簿冊の名称 地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成22年11月26日から同年12月15日までの土曜日および日曜日を除く毎日。ただし、出張閲覧は12月12日(日)を行うこととする。
- 4 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後5時まで
- 5 閲覧場所 河辺市民センター2階 事務室
- 6 出張閲覧場所 秋田市河辺和田字式田 式田公民館
12月12日(日) 午前9時から午後3時まで
- 7 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

8 地図は、平成21年11月測量、簿冊は、平成22年10月6日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年7月27日付け秋田市指令第3233号で許可した開発行為に關する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市榎山城南町4番24号
有限会社アーテック
代表取締役 佐々木 洋
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市御野場一丁目14番2の内、15番、16番、17番、18番および15番地先水路

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成22年11月26日から同年12月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
 - (1) 入札名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
 - (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
 - (3) 予定価格（税抜き） 最低落札価格 95,239円
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者でないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
 - (1) 規格等

掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」（B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り（6ツ山）、紙質：上質紙90kg）の裏面右上とする。

- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 20,000部
- (4) 配付対象 文化施設、図書館、公民館等
- (5) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成22年12月21日(火) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成22年12月24日(金)（予定）
- (5) 契約金額（広告料）の支払
広告料は、平成23年3月31日(木)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成22年12月10日(金)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書（様式1）
 - イ 営業経歴書（様式2）
 - ウ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票（写し可））

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第129号 豊岩送水ポンプによる雄和地域への安定給水に係る検討業務委託	秋田市仁井田字 新中島221番地 2	平成23年 3月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務上水道

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年11月30日(火)から平成22年12月10日(金)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。）

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年12月14日(火)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室文化財担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年9月17日付け秋田市指令第3642号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市濁川字家ノ前113番地
企業組合秋田福祉サービス 代表理事 鎌田 憲悦
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市広面字二階堤20番1、21番1および22番1

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年11月5日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

および工業用水道部門に登録されていること。
(基本的要件については、別に記載)

2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 技術士（上下水道部門、選択科目は上水道および工業用水道）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年11月24日(水) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年11月26日(金)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月16日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2（様式中

「工事」を「業務」と読み替える（省略。）資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。）

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月16日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月19日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年11月5日(金)から平成22年11月22日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年11月5日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第41号 清水木浄水場計装設備修繕	清水木浄水場 (秋田市雄和新波 字大袋197番地)	平成23年3月18日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 水道施設（浄水場・配水場他）で、計装設備工事の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成22年11月24日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年11月26日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月16日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月16日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月19日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成22年11月5日(金)から平成22年11月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年11月5日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第42号 仁別浄水場機械設備修繕	仁別浄水場 (秋田市仁別字堂の下16番地2)	平成23年3月18日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 浄水場において、薬品注入設備の施工および吸込口径150mm以上のポンプ設備の整備実績（元請）があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年11月24日(水) 午前10時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 入札保証金 免除
 契約予定日 平成22年11月26日(金)
 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月16日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月16日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後

- 5時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月19日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年11月5日(金)から平成22年11月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成22年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第16号	溶媒濃縮装置購入	秋田市上下水道局 浄水課 水質管理室 (秋田市豊岩豊巻字上野164番地)	平成23年 1月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年12月1日(水) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 入札保証金 免除
 契約予定日 平成22年12月6日(月)
 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

- を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月22日(月)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年11月12日(金)から平成22年11月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手する

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第43号 既設流量計計装盤等改良 修繕（向浜・割山低区）	新屋町字砂奴寄地 内・松美ヶ丘南地 内	平成23年3月25日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 水道施設（浄水場・配水場他）で計装設備工事の元請実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

こと。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年11月12日(金)から平成22年11月30日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年11月30日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年12月2日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消

費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年11月12日(金)から平成22年11月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月26日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年11月12日(金)から平成22年11月29日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年11月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

飯島緑丘町、飯島字薬師田および上北手猿田字四ツ小屋の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地または排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対

